

平成26年11月農業委員会定例会議事録

召集年月日
召集場所
出席者

平成26年11月10日(月)
西伯郡伯耆町溝口647番地 伯耆町役場溝口分庁舎議場
委員25名
事務局2名

1 開会宣告 事務局	午前9時30分 これより平成26年度第9回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	皆様、早朝より出席していただきありがとうございます。 秋の農作業も刈取りがほぼ終わったのではないかと思います。新聞ではトラクターやコンバインの事故等出ておりますが、周りでは大きな事故もなくよかったですと思っております。 県で会議がありまして、農業会議の事務局長から、農業委員会の改革が12月ごろから協議されて決定される見通しだと報告がありました。農協についても12月ごろから協議されるということでした。TPPIについてもなかなか進展がなく2月ごろになるのではないかとということでした。 色々と目まぐるしく変わるようですが、無理をしてけがをすることがないように願います。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、7番 池口委員・8番 山根委員にお願いします。
4 報告事項	
車議長	報告事項に入ります。各種団体の委員からの報告はありますか。
車議長	無いとのことですので、次に進みます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
	【報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	この件について、意見等ありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】
車議長	①について事務局より説明をお願いします。
事務局	①について申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の畑委員に説明をお願いします。
畑委員	11月9日に現地を確認しました。申請地は譲受人の家の前であり、長年管理されていなかったため苦情が出ており、今回申請地の隣に畑のある譲受人が売買により申請されるものです。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
車議長	②について事務局より説明をお願いします。
事務局	②について申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の勝部委員に説明をお願いします。
勝部委員	11月4日に加川委員と現地を確認しました。申請地は譲受人の家の裏にあり、便利がよいということでこれから耕作をしていきたいということで今回売買の申請をされるものです。何も問題はないと思いますので承認をお願いします。
車議長	加川委員、補足説明をお願いします。
加川委員	先ほど勝部委員から説明があったとおり、何も問題はないと思われるので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。

車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	地元委員の堀尾委員に説明をお願いします。
堀尾委員	11月9日に美甘委員と現地を確認しました。3月に5条申請により承認のあった土地の残地であり、3月に申請のあったところにはすでに家が建っております。今回の申請地についても前回の申請地の隣であり、何も問題はないと思いますので承認をお願いします。
車議長	美甘委員、補足説明をお願いします。
美甘委員	先ほど堀尾委員から説明があったとおり、前回申請があったところの隣であり何も問題ないと思われるので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第32号 農用地利用集積計画の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全3件の計画であり、田は3年以上6年未満が5,363㎡で、合計5,363㎡でございます。 新規契約3件で、賃借権は1件、使用貸借権は2件です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること 4. 対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること の要件を満たしていると考えます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
6 その他	
車議長	何か意見等ございますか。
事務局	10月定例会で申請のあった議案第26号の③から⑧については取下書が提出されました。
車議長	他に何か意見等ございますか。
車議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。 次回の定例会は、12月9日(火)午後3時00分から開催します。
7 閉会	午前10時30分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

7番 池口真介

8番 山根隆経